

# JIS

## 高齢者・障害者配慮設計指針－ 包装・容器－使用性評価方法

JIS S 0022-4 : 2007

(JPI/JSA)

平成 19 年 2 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 川 昭二郎	お茶の水女子大学
(委員)	赤 松 幹 之	独立行政法人産業技術総合研究所
	秋 庭 悦 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	大 熊 志津江	文化女子大学
	岡 田 宏	社団法人繊維評価技術協議会
	長 見 萬里野	財団法人日本消費者協会
	加 藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会
	加 藤 隆 三	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	蔵 本 一 也	社団法人消費者関連専門家会議
	小 熊 誠 次	社団法人日本オフィス家具協会
	三 枝 繁 雄	財団法人製品安全協会
	櫻 橋 晴 雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐 野 真理子	主婦連合会
	沼 尻 禎 二	財団法人家電製品協会
	長谷川 政 章	株式会社西友
	星 川 安 之	財団法人共用品推進機構
	村 田 政 光	財団法人日本文化用品安全試験所
	矢 野 友三郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構
(専門委員)	村 井 陸	財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 19.2.20

官 報 公 示：平成 19.2.20

原 案 作 成 者：社団法人日本包装技術協会

(〒104-0045 東京都中央区築地 4-1-1 東劇ビル TEL 03-3543-1189)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 引用規格.....	1
3 用語及び定義.....	1
4 包装・容器評価項目一覧表（“基準”）.....	2
5 評価の手順.....	4
5.1 評価製品としての適性の確認.....	4
5.2 比較製品の準備.....	4
5.3 調査票.....	4
6 評価.....	4
6.1 評価方式.....	5
6.2 モニタ評価.....	5
6.3 評価結果の数値化.....	5
7 評価結果に基づく判断.....	6
8 評価の記録.....	6
附属書 A（参考）調査票例.....	7
解 説.....	15

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本包装技術協会(JPI)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

# 高齢者・障害者配慮設計指針－ 包装・容器－使用性評価方法

## Guidelines for older persons and persons with disabilities－ Packaging and receptacles－Evaluation method by user

### 序文

この規格は、高齢者及び障害のある人々を含む多くの人が満足する包装・容器づくりの普及を目的として、**JIS Z 8071**に基づき、消費生活用製品の包装・容器の使用性について“使用者の立場で客観的に評価する方法”について規定したものである。

この使用性評価方法は、企業における開発製品の評価はもとより、消費者団体などにおける試買品のチェック用としても活用することができる。

なお、この規格は、高齢者及び障害のある人々に配慮して設計した製品の評価のほか、アクセシブル・デザイン、ユニバーサル・デザインなどの評価方法としても活用されることが期待されている。

### 1 適用範囲

この規格は、高齢者及び障害のある人々を含む多くの人の立場で、消費生活用製品の包装・容器の購入から分別・排出までの各段階における、使用性を評価するための方法について規定する。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS S 0021** 高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器

**JIS Z 8071** 高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針

**注記** 対応国際規格 **ISO/IEC Guide 71:2001**, Guidelines for standards developers to address the needs of older persons and persons with disabilities (IDT)

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

#### 3.1

#### アクセシブル・デザイン

何らかの機能に制限のある人に焦点を合わせ、これまでの設計をそのような人々のニーズに合わせて拡張することによって、製品、建物及びサービスをそのまま利用できる潜在顧客数を最大限まで増やそうとする設計。

**注記** アクセシブル・デザインは、ユニバーサル・デザインに含まれる概念で、ユニバーサル・デザ